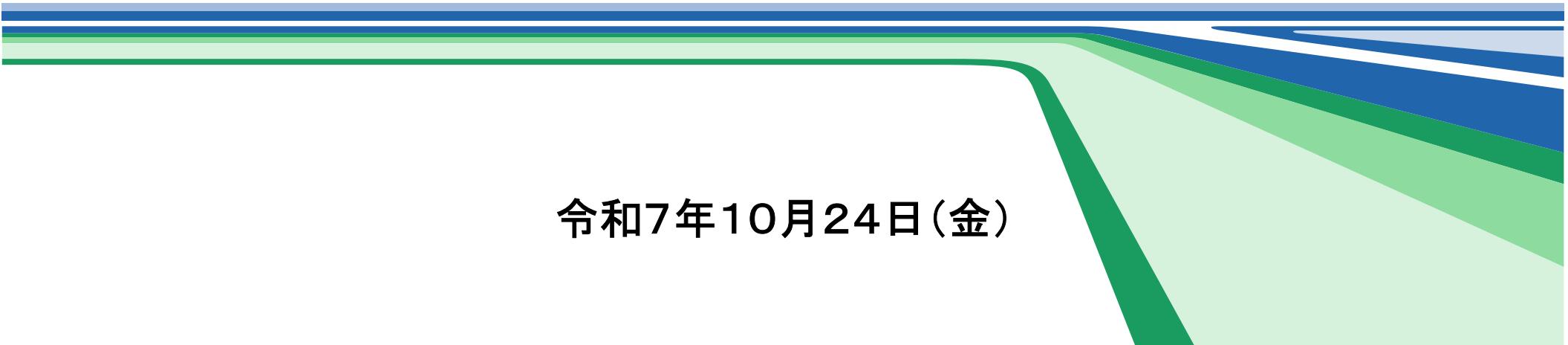


令和7年度 第2回

鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会



令和7年10月24日(金)

I. 開 会

II. 出席者のご紹介

III. 議 事

1. 鉄道助成業務の実施状況に関する事項（審議事項）

(1)補助金審査の実施状況（個別案件）

＜鉄道駅総合改善事業費補助＞西日本旅客鉄道（株）可部線下祇園駅

(2)現地調査

＜鉄道駅総合改善事業費補助＞西日本旅客鉄道（株）可部線下祇園駅

2. 鉄道助成業務に関する事項（報告事項）

(1)令和6年度 業務実績評価結果

3. 議事総括（令和7年度第2回委員会のとりまとめ）

4. その他

(1)現地視察

＜鉄道駅総合改善事業費補助＞西日本旅客鉄道（株）芸備線安芸矢口駅

IV. 閉 会



委員長 根本 敏則 (敬愛大学 情報マネジメント学部 特任教授)

委員 奥原 玲子 (光和総合法律事務所 弁護士)

委員 加藤 達也 (新創監査法人 代表社員)

委員 金子 雄一郎 (日本大学 理工学部 教授)

委員 原田 峻平 (名古屋市立大学 データサイエンス学部 准教授)

※ 五十音順(委員長を除く。)

※ 敬称略

議事1 鉄道助成業務の実施状況に関する事項（審議事項）

鉄道駅総合改善事業費補助

西日本旅客鉄道(株) 下祇園駅



○補助制度の概要

公共交通やまちづくりの拠点としての駅の役割が増大している中、駅の特性に応じて、様々な機能が期待されていることから、鉄道利用者等の利便性を向上させる次世代ステーションの創造を図ることを目的とし、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して補助するものである。

○補助制度の内容

●補助率 ……補助対象経費の3分の1以内(地方公共団体の補助金額と同額以内) ※ バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、補助率1/2以内。

●補助対象 ……駅改良、駅改良と併せて行うバリアフリー施設及び駅空間高度化機能施設の整備に係る費用
※地方公共団体も同様の補助を実施。

○駅改良

- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
- ・跨線橋や人工地盤等の整備等

○バリアフリー化

- ・バリアフリー施設(エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等)の整備

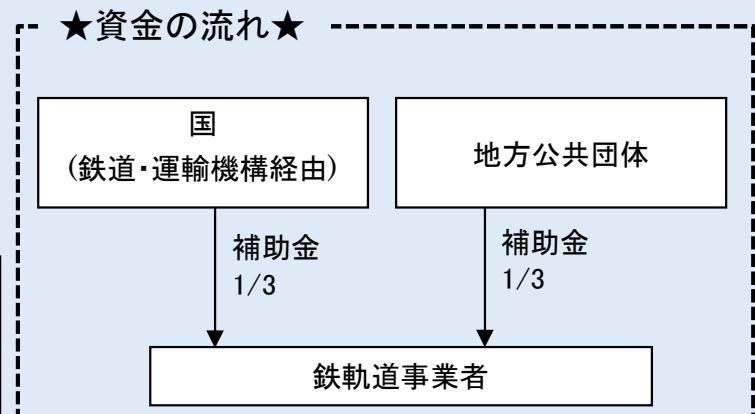
○駅空間高度化機能施設の整備

- ・生活支援機能施設(保育所、病院等)
- ・観光案内施設(観光案内所、手荷物預かり所等)等

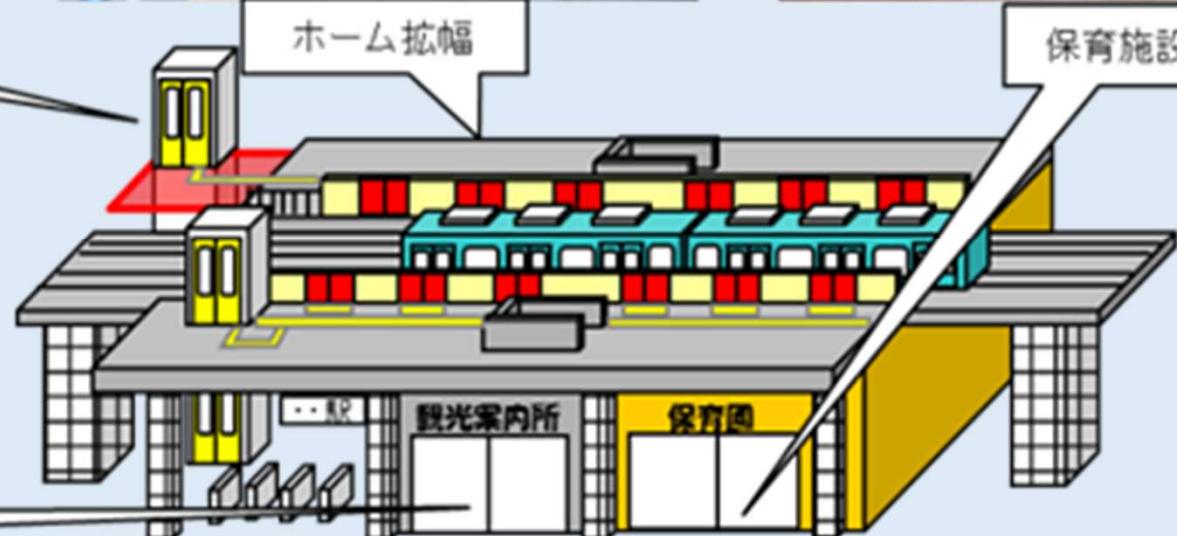
●補助対象事業者 ……鉄軌道事業者

●予算額の推移(当初予算ベース)

年度	単位:百万円					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
予算額	1,715	1,757	2,100	2,055	2,101	2,056



○整備イメージ



1-2 下祇園駅改良事業概要

- 整備個所：西日本旅客鉄道(株) 可部線 下祇園駅
- 総事業費：約13億円
- 整備期間：令和2年度～令和6年度
- 整備概要：相対式ホーム及び西口改札(駅舎)新設、東口改札(駅舎)の移転による構内踏切の廃止など



西日本旅客鉄道株式会社
可部線下祇園駅総合改善事業

別冊参照



令和6年度のJR西日本・下祇園駅改良工事検査では、令和5年度の繰越予算に対する審査を実施。

※令和6年度については、事業者から補助金の申請はなし

令和5年度 鉄道駅総合改善事業費補助

令和5年5月29日 交付決定

- ・補助対象経費 395, 000, 000円
- ・補助金の額 131, 666, 000円

事前審査

(Teamsによるオンライン会議)

【令和6年9月13日】 11:00～12:00

審査員事前打ち合わせ

【令和7年1月17日】 15:00～16:00

書類・現地審査

【令和7年1月21日】

書面審査 13:00～17:00

【令和7年1月22日】

書面審査 9:30～16:30

審査員打ち合わせ 16:30～16:45

書面審査講評 16:45～17:00

【令和7年1月23日】

現場調査 9:30～11:30

審査員打ち合わせ 11:30～11:45

現場審査講評 11:45～12:00

現地審査の前にオンライン会議を実施し、事前の整理を十分に行うことで本審査の効率化・深度化を図り、事後整理にかかる時間を短縮した。

審査のポイント

- 事業内容が補助目的に沿ったものであるか
- 補助事業の遂行上、必要なものであるか
- 補助事業としての手続きの正確性、合規性
- 補助事業内容の経済性、効率性、有効性



(※他事業の補助金審査画像のため参考)

1-3 令和6年度 補助金審査状況



□書類等の審査(審査チェック対象項目(事項:工事))

- | | | |
|-----------|----------------|--------------|
| ① 工事内容の確認 | ④ 工事施工に関する確認 | ⑦ 委託工事の確認 |
| ② 契約方法 | ⑤ 工事完了に関する確認 | ⑧ 直営工事に関する確認 |
| ③ 契約内容 | ⑥ 発生品の処理に関する確認 | ⑨ 支払に関する確認 |

□審査調書(様式)

【様式3】

補助対象建設費明細(令和〇〇年(繰越・当年)分)

契約内容												支払状況		補助対象経費		備考
審査番号	契約件名 (契約の相手方)	予定価格 下段:(消費税込額)	積算方式 支給品有無	契約年月日 (変更後)	完了予定年月日 (変更後)	契約金額 下段:(消費税込額)	うち補助対象外 下段:(消費税込額)	検収年月日	支払年月日 (見込)	支払区分	支払(見込)額 下段:(消費税込額)	うち補助対象外 下段:(消費税込額)	決算(見込)額 下段:(消費税込額)	費目		
①②③④⑦⑧ 契約内容 ②予定価格 下段:(消費税込額) ②積算方式 支給品有無 ②契約方式 契約年月日 (変更後) 完了予定年月日 (変更後) 契約金額 下段:(消費税込額) うち補助対象外 下段:(消費税込額)												④⑤ 検収年月日		④⑤ 決算(見込)額 下段:(消費税込額)		
機構使用欄 ⑨ 支払年月日 (見込) 支払区分 支払(見込)額 下段:(消費税込額) うち補助対象外 下段:(消費税込額)												⑥ 備考				
工事費計 控除収入計 補助対象建設費計		⑤⑨ 決算(見込)額 下段:(消費税込額)		費目												
総合計																

□現場調査

現場調査の ポイント

- 補助目的が達せられているか
- 設計図書、仕様書のとおりに完成しているか
 - 施工内訳、施工幅員
 - 構造物の寸法、仕上 等
- 移動等円滑化整備ガイドラインの他、適用される基準等に準じた施工がなされているか



現場調査の様子

補助金審査では、審査チェックシートを活用

□審査チェックシート

JRTT Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

補助金の額の確定に係る審査チェックシート		R5 年度
補助金の名称	鉄道駅総合改善事業費補助	
交付決定額(補助対象経費)	385,000,000 円	
実績報告額(実績額)	232,216,111 円	
確定補助金額	77,405,000 円	
事項	該当の有無	□
地方公共団体の協調補助	該当の有無	□
地方公共団体の協調補助が確実されている	該当の有無	□
(合計補助金額)	77,405,000 円	
事項 工事	該当の有無	□
(1)書類等の審査		
①工事内容の確認		
・工事内容が補助事業に適合している	□	
②契約方法		
・契約手続が適正に行われている	□	
・随意契約の理由が妥当である	□	
③契約内容		
・適正な契約書等が整えられている	□	
・契約金額の基となる積算方法が適切である	□	
・(コンクリートの仕様を経済的なものとしている	□	△
・工事内容の変更に伴う契約変更手続が執られている	□	
④工事施工に関する確認		
・施工管理が適正に行われている	□	
・支給品の管理が適正に行われている	□	
⑤工事完了に関する確認		
・しゅん功確認が適正に行われている	□	
・工事が適正に完了している	□	
⑥発生の処理に関する確認		
・発生品の処理が適正に行われている	□	
⑦委託工事の確認		
・委託工事の内容が補助事業に適合している	□	
・適正な協定書等が整えられている	□	
・委託工事が適正に履行されている	□	
⑧直営工事に関する確認		
・直営工事に係る人件費の算出が適正に行われている	□	
⑨支払に関する確認		
・支払条件等に基づき適正な金額が支払われている	□	
(2)現場調査		
・設計図書、仕様書等のとおりに完成している	□	
事項 設計・技術	該当の有無	□
(1)書類等の審査		
①調査内容の確認		
・調査等の内容が補助事業に適合している	□	
②契約方法		
・契約手続が適正に行われている	□	
・随意契約の理由が妥当である	□	
③契約内容		
・適正な契約書等が整えられている	□	
・契約金額の基となる積算方法が適切である	□	
・契約書等が整えられている	□	△
④契約書等の確認		
・契約書等が補助事業に起因している	□	
・補償金額の確認		
・適正な方法により補償金額が算定されている	□	
⑤契約内容		
・適正な契約書等が整えられている	□	
⑥現場調査		
・補償対象の建物等の撤去が完了している	□	
事項 物品・材料購入等	該当の有無	□
(1)書類等の審査		
①物品等の確認		
・物品等の内容が補助事業に適合している	□	
②契約方法		
・契約手續が適正に行われている	□	
・随意契約の理由が妥当である	□	
③契約内容		
・適正な契約書等が整えられている	□	
・契約金額の基となる積算方法が適切である	□	
・契約書等の内容に伴う契約変更手続が執られている	□	
④調査等の確認		
・契約書等が適正に行われている	□	
・履行確認が適正に行われている	□	
・契約書等が適正に履行されている	□	
⑤委託調査者の確認		
・委託調査者の内容が補助事業に適合している	□	
・適正な協定書等が整えられている	□	
⑥直営調査者の確認		
・直営調査者の内容が補助事業に適合している	□	
・適正な協定書等が整えられている	□	
⑦支払に関する確認		
・支払条件等に基づき適正な金額が支払われている	□	
⑧成果物の確認		
・設計図書、仕様書等のとおりに完了している	□	
(2)現場調査		
・設計図書、仕様書等のとおりに完了している	□	
事項 設備・工具	該当の有無	□
(1)書類等の審査		
①設備等の確認		
・設備等の内容が補助事業に適合している	□	
②契約方法		
・契約手續が適正に行われている	□	
③契約内容		
・契約書等の確認		
・契約手續が適正に行われている	□	
④現地調査実施日	令和 7 年 1 月 21 日 ~ 23 日	
審査員	四元 昌弘	審査員 川上 修平
審査員	森田 基裕	最終確認 森田 基裕

事項	工事	該当の有無	有 無 □
(1) 書類等の審査			
①工事内容の確認			
・工事内容が補助事業に適合している			
②契約方法			
・契約手續が適正に行われている			
・随意契約の理由が妥当である			
③契約内容			
・適正な契約書等が整えられている			
・契約金額の基となる積算方法が適切である			
・(コンクリートの仕様を経済的なものとしている			
・工事内容の変更に伴う契約変更手続が執られている			
④工事施工に関する確認			
・施工管理が適正に行われている			
・支給品の管理が適正に行われている			
⑤工事完了に関する確認			
・しゅん功確認が適正に行われている			
・工事が適正に完了している			
⑥発生の処理に関する確認			
・発生品の処理が適正に行われている			
⑦委託工事の確認			
・委託工事の内容が補助事業に適合している			
・適正な協定書等が整えられている			
・委託工事が適正に履行されている			
⑧直営工事に関する確認			
・直営工事に係る人件費の算出が適正に行われている			
⑨支払に関する確認			
・支払条件等に基づき適正な金額が支払われている			
(2) 現場調査			
・設計図書、仕様書等のとおりに完成している			

□審査結果

重点審査項目関係(R6年度)

➤ 補助対象範囲

仕様書・図面等の書類審査と現場審査にて、補助対象範囲が適正となっていることを確認。

➤ 契約・発注方法

契約・発注書類の書類審査にて、適正に手続きがとられていることを確認。特に特命随意契約については、その理由が公平性・公正性を妨げない適正なものとなっていることを確認。

➤ 各種基準との適合

仕様書・図面等の書類審査と現場審査にて、バリフリ基準等との適合性を確認。

講評

補助事業の成果が補助金の交付の目的に適合していた。

補助事業の内容について査定に値する事実はなかった。

議事2 鉄道助成業務に関する事項(報告事項)

- 独立行政法人の業務実績の評価については、独立行政法人通則法により、主務大臣による評価を受けることとされている。
- 当機構では、「令和6年度業務実績等報告書」を作成し、自己評価を行ったうえで6月に国土交通大臣に提出した。その後、大臣より以下評価結果の通知を受けた。

◆項目別評定

○鉄道助成業務(鉄道に関する補助金等の交付等)は「B」の評価

【評定に至った理由】

- 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等については、法令その他の基準に基づき 適切に処理を行った。
- また、第三者委員会の活用や職員研修の実施(受講率100%)により、鉄道助成業務を適正かつ効率的に執行するための業務改善・スキルアップに取り組むとともに、補助対象事業の適正かつ効率的な執行を支援するための情報提供や周知活動を推進した。
- さらに、約定等に基づき債権の回収を行うとともに、これらに係る債務の償還を確実に行った。
- 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められることからB評定とした。

＜参考＞ 評価区分

S	法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A	法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする)。
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

